

写

政財第916号

平成26年3月3日

蓮田市監査委員 内田 薫 様

蓮田市監査委員 島津 信温 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成24年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の
意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

●平成24年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

| ページ | 項目 | 意見・要望等 | 対応の状況 | 所管課 |
|-----------|---|---|---|-------|
| 12 ページ | 第8. むすび 1. 街路灯、道路反射鏡の設置及び管理について | <p>「蓮田市街路灯の設置及び管理基準」及び「蓮田市道路反射鏡の設置及び管理基準」には設置申請についての条文があり、それぞれ、「当該設置箇所の自治会の会長が行うこと」が原則となっている。平成24年10月1日現在、自治会への加入率は64.8%という現状にあり、残りの35.2%の市民が自治会に加入していない状況である。そのため自治会に加入していない市民にとっては、この基準で判断すると設置の要望が困難、または、設置申請の方法が不明確な基準となっている。この点について、担当者の対応を確認したところ、自治会に加入していない市民や個人からの要望があれば現場を確認し、「設置した方が良い」と判断したもののについては、自治会長に相談し、自治会長から申請していただいているということであった。</p> <p>一方、管理基準の中にそれぞれ管理について記載されており、街路灯については“適正な方法により管理”、また道路反射鏡については“常に巡視”となっているが、担当課として何らかの方法によって“常に巡視”するための点検等の取組みを行っているのではなく、現状は市民からの連絡・通報により修繕等を行っているということであった。</p> <p>これらの点については、公平な市民サービスの提供という観点からも、より良い管理を踏まえた基準の見直し等も視野に入れ、適正な管理・運用がなされるよう改善することが望まれる。</p> | <p>街路灯・道路反射鏡の設置については、自治会に未加入の市民や個人からの要望は現地調査の上、設置が適当と判断したものは自治会加入者と同様に扱っており、自治会長にはこちらから説明して設置申請書を提出していただいています。</p> <p>街路灯の管理基準の中にある“適正な方法により管理”については、平成25年度から職員による夜間点検を実施しており、修繕箇所の早期発見・補修を行っています。また、道路反射鏡も“常に巡視”となっていますが、担当職員のみならず全職員に異常があれば連絡してもらうように呼びかけており、今後も基準の見直しを含めより適正な管理・運営ができるように努めてまいります。</p> | 自治振興課 |
| 13 ページ | 第8. むすび 2. 街路灯、道路反射鏡の管理台帳の適正な管理・運営について | <p>街路灯、道路反射鏡の設置及び修繕のための予算やその執行、そして現状の検証を効率的、効果的に行うためには、管理台帳で適正に管理し、その管理データ等を活用して今後の業務に生かしていくことが必要である。</p> <p>現在の修繕についての財務事務を確認したところ、個々の請求書に記載されている業者名や修繕の種類、金額等の状況を管理台帳に記録せずに、出納審査としての添付書類として使用されている現状であったが、街路灯の設置から修繕、そして撤去に至るまでの情報を台帳に記録することにより、年間の種類別の経費、修繕の必要時期等の検証を行うことが可能となり、次年度以降における必要な予算額等をより具体的かつスムーズに把握できるものと考えます。</p> <p>また、本監査を行うため、管理台帳の活用を含めて市全体の灯数等の報告を求めたところ、街路灯については、管理台帳に存在するものの現場が不明なものや、水銀灯・蛍光灯等の種類と設置地区は分かるものの、そのワット数が不明なものが見受けられた。また、実際の管理台帳では、街路灯の台帳において設置年月日の記載のないものや、修繕等の記録の記載のないものも見受けられた。</p> <p>管理台帳を適正に管理・運用することは、今後、本格的に移行されていくと思われるLED化に向けた具体的な検証等には欠かせないものであるため、現状を認識するためにも現在の管理台帳の見直しを含め早急に整備する必要がある。</p> | <p>街路灯については、現在使用している管理台帳システムを生かして、修繕記録を可能な範囲で記載入力するようにしました。</p> <p>道路反射鏡については、これまで紙ベースの管理台帳でしたが、記録できる内容に限りがあるため、平成25年度において道路反射鏡台帳作成業務委託を発注しており、管理台帳の作成及び管理システム等の電子化を図っています。電子化に伴い随時修繕記録等を入力してまいります。</p> | |
| 13 ページ | 第8. むすび 3. 設置完了後の効果等の確認について | <p>街路灯や道路反射鏡の設置から検査までの流れを確認したところ、街路灯の設置では、請負業者が東京電力への申込み手続きから許可を受けて設置施工しているということであった。また、街路灯、道路反射鏡のいずれの工事でも蓮田市建設工事請負契約約款に定める業務処理が行われておらず、業者から工事完了の際に提出された工事写真等に基づき検査が行われており、現地における現場確認は実施していないということであり、施工から検査まで業者任せとなっていた。新たに設置が行われた際には、間違いなく市の指示どおりの工事であったのか、また、完了後、周辺にどのような効果があったのかを確認するためにも、担当者として、直接、設置した現場を確認、検証する必要がある。</p> <p>また、設置後の効果として、自治会長等申請のあった市民に対して、聴き取り等は行われているのか確認したところ、改めて聴き取り等は行っていないということであった。市民から設置要望を受けてその対応が市民の満足する設置となったのか、また、満足でなかった場合にはそれはなぜなのかなど、今後の整備に生かすためにも、整備後の市民の意見も注視して、より良く、そしてより効果のある交通安全施設の整備として費用対効果の観点等からも検証を行う必要性がある。</p> | <p>街路灯の新規設置工事において、工事完了後設置状況と灯具の点灯確認を実施するようにしました。また、道路反射鏡の新規設置工事においても現地確認をするようにしています。なお、街路灯の補修については、件数が多いため業者に点灯確認した現場写真を貼付するように指導しています。</p> <p>設置後の検証については、平成24年度までは特に実施していませんでしたが、平成25年度からは設置申請した自治会長に聞き取り等を行い、今後の設置の参考としたいと考えています。</p> | |

| ページ | 項目 | 意見・要望等 | 対応の状況 | 所管課 |
|-----------|-------------------------------|---|--|----------------|
| 13 ページ | 第8. むすび 4. 街路灯のLED化の推進について | <p>街路灯の新規設置について確認したところ、平成22年度までは、20W蛍光灯を中心に設置を行っていたが、平成23年度は、新規設置23灯中、12灯がLED灯となっており、市としてもLED化への取り組みが始まった状況がうかがえる。街路灯については、新規設置とともに管理灯数が増加し、電気代及び修繕料を含めた経費が年々増加傾向にある。このような状況の下、福島第一原子力発電所の事故以降の節電に伴う電気使用量の削減への努力及び市として電気代等の経費削減を図るという観点からもLED化の推進については、早期に取り組むべき課題である。しかし、既存の蛍光灯をLEDに交換するには、莫大な設備投資（コスト）が必要となるため、現在、経済比較を実施しつつLED化を進めていく検討を行っており、新規の設置に関しては、基本的に全てLEDを設置していく考えであるということであった。既存の蛍光灯のLEDへの交換については、経費削減のためにも、国の補助金等の活用や先進事例等の研究を進め、早急かつ計画的に取り組むことが望まれる。</p> <p>また、街路灯の新規設置において、照明度としてどの程度の灯具を設置するのかという基準について確認すると、基準は無く、担当者が判断しているということであったが、設置にあたっては、明確に判断できるような設置基準を設ける必要がある。</p> | <p>街路灯のLED化については、平成23年度から実施しておりますが、主に20・40Wクラスの蛍光灯式街路灯を中心に進めております。平成26年1月31日現在で新設が50基、灯具交換が33基、合わせて88基のLED式灯具が市内に設置されています。</p> <p>平成25年度は、さらに「ゾーン30」を実施した上町・関山地区において共架式20・40Wクラスの蛍光灯式街路灯をLED化する事業を進めています。この事業を実施するにあたり「地域の元気臨時交付金」を活用し、この地区をモデルに190基の街路灯をLED化して、その効果を検証することにしています。</p> <p>また、ここで得られた成果を生かして、新たな街路灯の設置基準を検討するとともに、今後、残りの街路灯のLED化を促進するためにも、国の補助金や交付金等が活用できるように研究して行きたいと考えます。</p> | 自治振興課 |
| 14 ページ | 第8. むすび 5. 契約事務と執行管理について | <p>現在の市の標準的な契約書では、工事名、工事箇所、工期、請負代金額、契約保証金、前払金の有無、部分払いの請求回数、その他特定条件の記載等が必要となっている。本監査で確認したところ、一年度内の単価契約で行われている街路灯補修工事において、部分払いについての扱いの認識が誤っていることが確認された。例年行っている契約事務についても慣例で行うことなく、随時、見直しを実施する必要がある。</p> <p>また、街路灯補修工事、及び道路反射鏡補修工事の2つの修繕工事について、契約期間を確認するといずれも工期の終了日が平成24年3月31日までとなっていたものが見受けられたが、工事完了後に検査を実施することになり、3月31日に完了し同日に検査が実施された場合、検査の合否次第では年度内の履行の完了を確保することが困難となり、その場合は繰越措置の必要が生じることになる。年度末を工期の終了日とするのではなく、年度内に確実に業務履行となる日付で契約を行うことが望ましいと考える。</p> | <p>街路灯補修工事の支払い方法については、平成25年度から適正に処理しております。</p> <p>また、街路灯・道路反射鏡の補修工事については、平成25年度の単価契約から見直しをして、工期の終了日が年度末の3月31日にならないように契約して工事を発注しています。</p> | |
| 14 ページ | 第8. むすび 6. 蓮田市交通安全実施計画について | <p>平成23年度から平成27年度までの5か年の「蓮田市交通安全計画」を確認すると、「第2節 推進する施策」では、街路灯、道路反射鏡、道路区画線、道路標示及び道路標識の整備など、それぞれの交通安全施設の整備を推進するとなっている。整備を行うべく担当課は、この計画を認識して積極的に交通安全施設の整備を図る必要がある。</p> <p>特に、通学路安全総点検で確認した結果、ガードレール設置の要望は、市民から多くあることが分かったが、現状では用地の確保の問題があり短期的に解消することは難しいということであった。しかしながら、この計画ではガードレールの整備として、路側が危険な区間については、ガードレールを整備することになっているため、危険な箇所を検証して、市民の安全のために積極的に整備する必要がある。</p> <p>なお、この計画の実施を推進するため、また各年度において具体的に実行するために実施計画を作成していると理解するが、平成23年度以降は実施計画が作成されていない。実施計画の作成の目的をよく考え、実行力を引き出せる実施計画を作成し、交通安全施設の整備を積極的に行っていくことを期待する。</p> | <p>「蓮田市交通安全計画」のガードレール等の整備については、道路管理者(道路課)とよく協議・検証をしながら危険箇所を把握し、計画的な整備を検討してまいります。</p> <p>また、「蓮田市交通安全実施計画」については、平成23～24年度は作成されませんでした。平成25年度は作成いたしました。これからは毎年度作成し、交通安全対策を計画的に進めてまいります。</p> <p>・通学路総点検後も各学校からの危険箇所の報告を随時受け、現場を確認し状況の把握に努めております。</p> <p>校長会等において、下校の際の安全指導をおこなうように指導をおこないました。</p> <p>区画線・街路灯等、学校からの報告があったものは、担当課への連絡をおこなっております。</p> <p>今後も関係各課・学校と連携し、通学路の危険箇所の把握・改善に努めてまいります。</p> | 自治振興課 学校教育課 |